

平成 1 5 年 度
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成15年度各会計定例監査、平成14年度工事監査、平成14年度行政監査(事業所における庁舎管理事務について)、平成14年度財政援助団体等監査、平成14年度決算審査(出納長所属各会計、公営企業各会計)、平成14年度各会計定例監査、平成14年度行政監査(事業評価手法による。)、平成13年度決算審査(出納長所属各会計、公営企業各会計)、平成13年度各会計定例監査及び平成13年度行政監査(事業評価手法による。)の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり報告する。

平成15年11月21日

東京都監査委員 星野 篤 功

同 田 中 良

同 横 山 樹

同 藤 原 房子

目 次

第1 報告の概要	1
第2 報告の内容	
平成15年度各会計定例監査	3
平成14年度工事監査	18
平成14年度行政監査（事業所における庁舎管理事務について）	25
平成14年度財政援助団体等監査	36
平成14年度決算審査（出納長所属各会計）	47
平成14年度決算審査（公営企業各会計）	48
平成14年度各会計定例監査	48
平成14年度行政監査（事業評価手法による。）	49
平成13年度決算審査（出納長所属各会計）	52
平成13年度決算審査（公営企業各会計）	53
平成13年度各会計定例監査	55
平成13年度行政監査（事業評価手法による。）	55

第1 報告の概要

表1のとおり、各種監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、関係機関から通知を受けました。

(表1)

監査種別	監査実施期間	監査結果		通知件数 (公表)	
		指摘 件数	意見・要望 件数	指摘 件数	意見・要望 件数
平成15年度 各会計定例監査 (平成14年度執行分)	平成15.1.10~ 平成15.9.9	50	5	40	1
平成14年度 工事監査	前期: 平成14.5.7~ 平成14.9.3 後期: 平成14.9.4~ 平成15.5.7	12	5	12	4
平成14年度 行政監査 (事業所における庁舎管理事務について)	平成14.11.25~ 平成15.5.7	13	7	26	7
平成14年度 財政援助団体等監査	平成14.4.16~ 平成15.5.7	25	4	34	2
平成14年度 決算審査 (出納長所属各会計)	平成15.7.25~ 平成15.9.9	9	6	3	1
平成14年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成15.6.4~ 平成15.8.6	3	5	1	-
平成14年度 各会計定例監査 (平成13年度執行分)	平成14.4.18~ 平成15.1.15	(57) 4	(4) 1	1	-
平成14年度 行政監査 (事業評価手法による。)	平成14.9.5~ 平成14.11.22	-	(12) 11	-	4
平成13年度 決算審査 (出納長所属各会計)	平成14.7.25~ 平成14.9.11	(17) -	(5) 1	-	1
平成13年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成14.6.3~ 平成14.8.23	-	(8) 7	-	3
平成13年度 各会計定例監査 (平成12年度執行分)	平成13.9.3~ 平成14.1.30	(80) 1	(14) -	1	-
平成13年度 財政援助団体等監査	平成13.10.29~ 平成14.5.8	(34) 1	(10) 5	-	-
平成13年度 行政監査 (事業評価手法による。)	平成13.9.7~ 平成13.12.19	-	(10) 4	-	2
平成12年度 財政援助団体等監査	平成12.6.23~ 平成13.5.16	(73) 1	-	-	-
平成12年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成13.6.1~ 平成13.8.1	(1) -	(2) 1	-	-
合 計		119	62	118	25
		181		143	

(注1) ()内は、全体の指摘件数である。

(注2) 通知件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

今回の措置の対象となった監査結果の総件数181件のうち、講じた措置について通知を受けた件数は143件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりです。

また、残る74件（平成15年度定例監査、平成14年度行政監査など）の監査結果については、執行機関において改善策を検討中であることなどにより通知がありませんでした。

（表2）措置の内訳

区 分		事 例	件 数
指 摘	規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの	条例等に定められている減額対象の適用を誤っていたものを改めるなど、執行を適正なものとした。	59件
	会議、研修等において周知徹底をしたもの	工事契約に係る予定価格の設定について、事務連絡会での報告や研修による知識習得を行うなど、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。	29件
	補助金等を返還させたもの	共催事業に係る運営費分担金で発生していた余剰金など、過大となっていた補助金等を返還させた。 (返還金額：713万余円)	18件
	要綱、規則などを改正し、より適切な事業の執行に改めたもの	事務手引きの見直しによりコスト縮減を図るなど、事業の執行を適切なものとした。	6件
	その他	-	6件
	小 計		
意 見 ・ 要 望	適切な事務執行や周知徹底を図ったもの	会計事務の処理を改めたもの、会議で契約手続の周知徹底を行ったものなど、事務の執行を適切なものとした。	11件
	事業の効率化などに取り組んだもの	事業実施体制の見直しや事業の分析調査を行うなど、その結果をもってより効率的・有効的な事業展開を図った。	5件
	関係組織との連携などに取り組んだもの	関係組織と協議を行い、事務の取扱いや協力体制の確立など、事業の執行方法を改めた。	3件
	その他	-	6件
	小 計		
合 計			143件

第2 報告の内容

〔平成15年度各会計定例監査〕

総 務 局

(1) 法令に基づく事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

八丈支庁は、平成14年度の土木工事で工事請負代金が500万円以上のものについて、落札者等の責務である「説明書」並びに法に基づく書面、請負者の責務である「再資源化等報告書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を、工事が完了しているにもかかわらず、監査日現在、提出させていないものがある。

イ 講じた措置の概要

平成15年7月1日、土木課係長会を開催し、未提出書類については、早急に提出させ、原議に綴るよう周知徹底した。

また、今後は、提出書類を確認できるチェックリストを作成し、未提出図書のないよう努めることとした。

(2) 不動産取得税の早期課税について検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

法律によると、不動産取得税は不動産の取得に対し、当該不動産所在の都道府県において、不動産の取得者に課するとされており、不動産取得の事実があった場合は、市町村長が速やかに通知することとされている。しかしながら、八丈支庁では、八丈町からの通知が毎年1回のみで、多摩の市町村や支庁と比較して、不動産取得の事実の把握が遅れているため、課税の遅れが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成15年7月3日に総務課長同席のもと税務係において、不動産取得税の早期課税について検討を行った。直ちに、八丈町に対し不動産取得通知の早期化及び年複数回化を要望した結果、7月25日に過年度取得分の通知を受理した。また、現年取得分のうち評価を要しないもの(用途変更を伴わない土地や既存家屋の所有者の変更等)については、1月を目途に通知できるよう作業を進めるとの回答を八丈町から得ている。

大 学 管 理 本 部

(1) 契約事務手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京都立保健科学大学の図書の購入事務手続について見たところ、指名競争入札によらなければならないにもかかわらず、随意契約としているもの、契約書を作成しなければならないにもかかわらず、請書によっていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

7月3日の「事務局係長会」及びこれに続く用度係・図書係における「係ミーティング」において、事故防止及び誤処理の防止について、周知・徹底した。

(2) 備品の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京都立大学は、平成14年度に購入した重要物品のうち2点について、財務会計システムのデータファイルに記録しなければならないにもかかわらず、監査日現在、財務会計システムのデータファイルへの記録を行っていない。

イ 講じた措置の概要

当該備品については、下記年月日に、財務会計システムのデータファイルに登録した。

- 1 加 速 装 置 (物品管理者：理学部長) 平成15年6月12日(木)
- 2 化学物質管理支援システム (同：庶務課長) 平成15年6月 5日(木)

主 税 局

(1) 地目の認定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

世田谷都税事務所では、固定資産税・都市計画税に係る土地の地目について基準の適用を誤り、宅地とすべきところを鉄軌道用地と認定していたため、固定資産税・都市計画税が418万7,800円課税不足となっている。

イ 講じた措置の概要

世田谷都税事務所は、平成15年5月19日付けで地目の認定変更を行うとともに、平成15年6月及び平成15年8月随時課税において価格等の修正課税処理をした。

(2) 同一画地の認定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

新宿都税事務所は、Bほか2名が共有している3筆の土地について評価するに当たり、駐車場等の敷地として一体的に利用されているにもかかわらず、同一画地として認定していないため、固定資産税・都市計画税67万2,200円が課税不足となっている。

イ 講じた措置の概要

新宿都税事務所は、平成15年6月12日付けで同一画地として認定変更するとともに、平成15年6月及び平成15年8月随時課税において価格等の修正課税処理をした。

生活文化局

（1）複数品目の単価契約に係る事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

消費生活総合センターは、プリンター用トナーカートリッジの購入における複数品目の単価契約に当たり、個々の品目ごとに見積単価が予定単価を下回っていないにもかかわらず、品目ごとの単価を比較することなく、予定推定総金額と比較して契約業者を決定し、契約を締結していることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成15年度は、契約担当者同士の相互チェック体制を強化し、また、特別出納員の審査前に予算担当者による書類審査を実施するなどし、適切な契約事務の執行を行うよう指導の徹底を図った。

（2）普及啓発用機材の運行管理業務に係る委託契約を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都民協働部がBと締結している普及啓発用機材の運行管理業務委託契約の仕様書では、年の4か月を標準運行、残る8か月を時間単位運行として区分し、委託料の算定においては、標準運行を定額、時間単位運行を1時間当たり単価による出来高払としている。

しかしながら、運行業務の実態は、標準運行に対して運行実績が極めて低いことや、標準運行が時間単位運行と同様に要請を行った日のみの運行となっているがその運行実績に関係なく定額としていることなど、業務実態に即した契約内容となっていない。

イ 講じた措置の概要

平成15年度普及啓発用機材の運行管理業務に係る委託契約については、既に契約済みのため、標準運行について過去の実績等を考慮して実施することとし、平成16年度からは、時間単位による出来高払方式に改めることとした。

環 境 局

(1) タクシークーポン券の購入を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

多摩環境事務所は、タクシークーポン券の過去2年間の年間使用数量は150冊以内である。平成15年2月末現在の在庫数が294冊あり購入の必要がないにもかかわらず、平成15年2月28日にタクシークーポン券247冊を購入しているのが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成15年9月4日の課長会において、今後は残量を十分に勘案して、適切な購入を徹底していくことを確認した。

(2) 公有財産の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

多摩環境事務所は、御岳長尾平園地建物撤去工事ほか2件の工事を施行し、御岳長尾平園地休憩所ほか3棟の建物を取り壊している。しかしながら、土地、建物等の公有財産に異動があったときは、財務局長に送付しなければならないにもかかわらず、当該建物の異動状況を監査日現在、財務局長に送付していない。

イ 講じた措置の概要

監査実施日5月27日に、異動報告を財務局に提出した。

福 祉 局

(1) 適正な歳入科目で受け入れすべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、社会福祉法人の指導検査を国庫補助事業として行ない、平成14年度は64万9,000円の国庫補助金の交付を受けている。受け入れに当たっては、社会福祉法人の運営する施設に応じた歳入科目により予算額が計上されており、それぞれの科目により受け入れるべきところ、総務部では誤って生活福祉諸費で一括して歳入していることが認められた。

イ 講じた措置の概要

誤って受け入れたものについて、歳入科目の更正を行った。

(2) 消防用設備の保守管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

生活福祉部では、災害対策用備蓄倉庫について、消防用設備保守点検委託契約を行っている。これらの契約では、修繕等の実施に係る事項は含まれておらず、点検の結果、不良が報告された場合には別途修繕を行う必要がある。平成14年9月の点検で不良と判定された設備について、平成15年3月にも同様の報告を受けており、監査日現在に至るも修繕等に向けた対応が行われておらず、保守点検委託の成果が活用されていない。

イ 講じた措置の概要

消防用設備については、指摘後、直ちに補修工事を実施した。(平成15年6月12日)

今後は、消防設備点検で不良が発見された場合は速やかに補修を実施し、より適切、安全な施設の維持保全に万全を期する。

(3) 委託契約に基づく備品の受入手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

障害福祉部は社会福祉法人東京都社会福祉事業団と、東京都障害者(児)施設の管理運營業務について委託契約を締結し、当該契約は事業団が委託期間中に取得した備品については、東京都に帰属することになっているが、委託期間中に取得した備品864点を、都の備品として受け入れておらず、100万円以上の重要物品4点について財務会計システムのデータファイルに記録していない。

イ 講じた措置の概要

取得価格100万円以上の備品4点(七生福祉園の冷蔵庫、オープン、洗濯機及び食品加工機)については、財務会計システムのデータファイルに記録済みである。(平成15年9月11日)

(4) 公印影刷り込み文書にかかる事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

保険部は、心身障害者の医療費助成事務について委託契約を締結しているが、この契約により保険部医療助成課長名の公印影の刷り込み文書の印刷を行わせ、都に納入させているが、当該処理に当たり、東京都公印規程に基づく必要な公印影の貸与手続、経過を記録する公印影貸与等処理簿の記帳が行われておらず、適正でない状況が認められた。

イ 講じた措置の概要

平成15年度分については、東京都公印規程第11条の3で規定する公印刷り込み申請書を公印管理者に提出し、承認(平成15年5月6日付け15福保助第193号にて決定)を受けた。

以後、「公印刷り込み文書等処理簿」にて毎月の公印刷り込み文書の枚数を管理している。

(5) 女性福祉資金貸付金の債権増減異動通知書を適正に作成すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

子ども家庭部は、就学支度金や生活資金など11種類の資金を貸付ける女性福祉資金貸付事業を行っており、平成14年度は総額で1億1,501万余円を貸し付けている。貸付金は、債権増減異動通知書を作成し出納長に通知することになっているが、平成14年度末における債権額に債権として増減の必要がない不納欠損額120万円を加えて通知していることが認められた。

イ 講じた措置の概要

指摘を受けた債権として増減の必要のない不納欠損額120万円については、正しい債権額に是正し、出納長に修正報告を行った。

健 康 局

(1) 公印影刷り込み現金領収書の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

動物愛護相談センターは、センターで収容している犬猫の所有主がその返還を求めた際、返還に要する費用及び飼養管理に要する費用等を徴収し、公印影刷り込み現金領収書を発行している。この現金領収書の管理状況は、現金領収書の使用状況を明らかにしなければならないにもかかわらず、同処理簿が備えられていないこと、及び現金領収書1枚の所在が不明となっていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

(ア) 公印事前押印・刷り込み文書等処理簿等について

平成15年度の4月1日からの領収証書について「東京都公印規程」第11条の2第3項に従い「公印事前押印・刷り込み文書等処理簿」を作成し、管理している。

の取扱について、規定に基づき厳正を期すよう所内に周知(平成15年6月18日)した。

(イ) 現金領収書の所在不明について

現金領収書の所在が不明となっていたことについて調査した結果、犬の返還取扱い実績と歳入決算額及び領収書控に相違がないことを確認した。

また、所在不明の領収書の用途を検討したが、別の用途に使用されることは考え難いことから、不正に領収書を抜き取られたものではないと確認した。しかし、今後、このようなことがないように、次のことを実施した。

平成15年度に納入された領収証書について、乱丁、枚数の検品

平成15年4月1日から、領収証書に連番を付して、「公印影刷り込み取扱基準」の規

定に基づき保管管理

平成15年4月1日から、領収書の書き損じ、汚損等の取扱いについて「東京都公印規程」に基づく厳正な取扱い

(2) 医療機器の購入契約を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

北療育医療センターは、輸液ポンプ等の医療機器の購入を随意契約4件で行っているが、契約時期が同一あるいは近接しており、また、これらはいずれも一般的な医療機器であり、個別に契約すべき特段の理由がないことから、4件の随意契約ではなく1件の指名競争入札により契約すべきである。

イ 講じた措置の概要

医療機器の購入契約については、平成15年度備品整備計画を定め、計画的な執行に努めることとしたほか、その他の契約を含め、契約時期、契約内容及び契約方法等について慎重に検討し、適正に処理を行うよう、契約事務職員に口頭にて周知徹底した。

病 院 経 営 本 部

(1) 契約の履行確認を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

経営企画部は、都立荏原病院における都立病院屋上緑化モデル事業委託契約をAと特命により締結しているが、報告書を見たところ、ヒートアイランド現象の緩和、三宅島火山灰土の利用等に関する調査について、履行の完了を確認できるデータ等が記載されていないにもかかわらず、履行を完了したものとしている。

イ 講じた措置の概要

平成15年7月25日都立病院事務局連絡会を開催し、監査指摘内容を踏まえ、履行確認を適切に行うよう、周知徹底を図った。

(2) 契約手続を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

経営企画部は、職員の腰痛健康診断委託契約について、職員の過去数年の詳細な検査データを有し、それを基にきめ細かい検査・診断を行うことができ、多数の専門の医師・検査技術員を有していることなどを理由として、Bを特命しているが、当該業務は、通常の腰痛健康診断業務であり、他の業者でも行うことが可能であり特命による委託契約とすることは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成15年度の契約については、特命による委託契約とせず、競争による契約を行う。

なお、平成15年7月25日都立病院事務局連絡会を開催し、監査指摘内容を踏まえ、特命による契約事務の適正化を図るよう、周知徹底を行った。

(3) 廃棄物の処理に係る契約手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、受託者に対し産業廃棄物管理票を交付すべき、また、廃棄物の種類及び数量、運搬の最終目的地の所在地、処分施設の処理能力等について委託契約書に記載すべきとされている。

駒込病院では、医療行為に関して排出される産業廃棄物の処理を業者に委託しており、契約の締結にあたり、仕様書において、最終処分場の許可内容、中間処理のための焼却炉の能力等の明示を求めているが、契約書の添付書類等を確認したところ、契約書に記載された最終処分場に係る産業廃棄物処分業許可書の写しが提出されていない、仕様書に定める焼却炉の処理能力に関する精度管理上の測定値が提出されていない、ことが認められた。

イ 講じた措置の概要

指摘を受け、院内の係長会において、監査指摘を踏まえ、今後の契約手続き及び委託管理を適切に行うよう周知徹底を行い、平成15年度契約における受託業者からは、既に当該文書の提出を受けた。

なお、今後の契約に当たっては、処理能力に係る測定値等使用内容を精査する必要があるため、委託業務の適切な履行を確保できるよう仕様内容の見直しを行うこととした。

産 業 労 働 局

(1) 契約に係る履行確認を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

商工部及び農林水産部が締結した契約において、履行確認を適正に行わなかったため、納品書の検査確認日と当該業者から提出された「使用車報告書」の納入日とが異なっているもの、

四半期ごとに実績に応じた額を支払うこととしているが、履行確認を行わなかったため、実績と異なった当初の支払予定額を支出しているもの、が見受けられた。

イ 講じた措置の概要

契約に係る履行確認の際に、添付書類の記載内容の精査を更に徹底し、適正な履行確認の確保に努めている。

支出にあたり、事前に提出されている年間計画書と南多摩農業改良普及センター普及係長

により履行確認検査済の委託完了届及び契約業者より本庁執行課へ直送される請求書を、執行部署である農業振興課で再度よく照合確認し、執行するよう周知を図った。

また、毎月、南多摩農業改良普及センターより当月の清掃委託の変更の有無を電話連絡により受けることとした。

さらに、年間計画書の予定に変更が発生する場合には、南多摩農業改良普及センター及び契約業者の両方から執行本課に連絡し、変更後は速やかに改訂版の年間計画書を提出させることとした。

(2) 産業廃棄物の処理委託を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

高齢者技術専門校が締結した産業廃棄物処理委託契約において、契約担当者が産業廃棄物収集運搬・処分許可の確認をすることなく契約を行ったため、収集運搬業のみの許可を受けた業者に対して、処分を合わせて委託している。

イ 講じた措置の概要

契約事務に関しては、毎年研修を実施して担当職員等のレベルアップを図っているところであるが、今年度も平成15年6月19日に「物品・契約事務」を行い、契約事務担当者として留意すべき事項を周知徹底した。

また、講評内容を平成15年9月12日に実施した部長会においても周知し、併せて局の契約担当課から各部・所の契約事務担当に対して、適正な処理を行うよう文書により通知済である。

中央卸売市場

(1) 市場施設の使用許可に伴う使用料の徴収を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

築地市場は、委託事業に係る作業員詰所として、Aに対し2階事務室を使用許可しているが、監査日現在、使用料70万3,466円の調定を行っていないのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成15年2月14日付けで調定の手続きをし、会社に対して、経緯を説明の上、未納分である平成15年1月分までの使用料(70万3,466円)についての納入通知書を発行し、平成15年2月17日付けで納入済である。

住 宅 局

(1) 債権者の確認を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

民間住宅部は、宅地建物取引主任者証交付に係る業務の一部について、委託契約を行っているが、契約関係書類として必要な請求書等を見たところ、代表者の印鑑が契約書に押印されているものと相違しているにもかかわらず支出している。

イ 講じた措置の概要

受託者が契約書に押印された印鑑と異なる代表者の印鑑を使用していたことから、都へ使用印鑑届を提出させた。

建 設 局

(1) 道路掘さく復旧工事監督事務費にかかる調定事務を遅滞なく行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

道路の占用に伴う道路の掘さく跡の復旧工事を占有者が行う場合は、道路掘さく復旧工事監督事務費を占有者に負担させるものとなっているが、南多摩東部建設事務所が行った監督事務費に係る調定事務が道路掘さく復旧工事のしゅん工届が提出され、立会いが終了しているにもかかわらず、監督事務費の確定及び調定を平成14年9月2日に一括して行っており、調定事務が大幅に遅延している。

イ 講じた措置の概要

平成15年4月1日付けの所内事務連絡文書により、工事監督事務費の調定遅れについて注意を喚起し、今後の事務改善について周知徹底した。

平成15年5月19日付け15南東建第149号、同年6月25日付け15南東建第248号、同年9月3日付け15南東建第422号により、工事監督事務費の調定を遅滞なく行った。

(2) 物件移転補償にかかる支出を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

第三建設事務所は、事業用地の取得に伴い、物件移転補償契約を締結している。この物件移転補償にかかる算定については「補償算定要領」等に基づいて行うこととされている。当該契約にかかる物件移転補償の算定について、一般動産の移転に伴い生じる経費の補償について単価の記入を誤ったことなどにより、2万742円が過大に支出されている。

イ 講じた措置の概要

平成15年9月10日に事務所内において、関係係長会（出席者：用地第1課長、用地専門副参事、調整係長、用地促進係長、用地係長、用地担当係長3名）を開催し、監査指摘を十分ふまえ、今後とも適正な算定及び審査に努めていくことを周知徹底した。

（3）債権額の計上を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

多摩川水系砂利採取収束に伴う転業等の資金貸付金の償還金で償還期限が到来し滞納となっている40万3,750円を債権として通知しているが、履行期限の到来した収入未済額を債権として通知し、計上しているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成15年10月20日付けで、出納長あて債権増減異動通知書（平成15年度上半期分）により当該債権の削除通知を行なった。

（4）委託契約の履行確認を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

契約の目的たる給付の履行確認の時期は、工事以外の給付については10日以内の日とされているにも係わらず多摩ニュータウン整備事務所は、相原・小山地区路面清掃他委託契約において第2回目の指示及び第3回目の指示について、平成14年10月15日及び同年12月25日にそれぞれ完了届の提出を受けているが、監査日現在、履行の確認をしていない。

イ 講じた措置の概要

平成14年4月21日付けで事務所内に、所長・各課長を委員とする「委託契約の改善等検討委員会」を設置した。監査指摘を十分ふまえ、委託契約の完了確認から検査・支払までの一連の事務のチェック・システムを充実するため補助様式を作成・活用し、随時事務の執行状況の確認を行うほか、その他契約に係る事務全体についても適正な処理の徹底を図ることとした。

港 湾 局

（1）適正な受入科目で歳入すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京港管理事務所は、行政財産である東京晴海海員会館の一部を、Dに対し、同本部事務所として使用することを許可しているが、この使用許可に伴う使用料を、行政財産の使用許可による歳入科目で徴収すべきところ、普通財産の貸付などの歳入科目で徴収していることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成15年度の処理については、適正な科目で処理を行っていることを確認し、再発防止を徹底した。

(2) 物品の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京港管理事務所は、備品である小型四輪貨物自動車の購入契約を締結し、平成14年10月18日に備品である自動車1台を取得しているにもかかわらず、監査日現在、当該備品を財務会計システムのデータファイルに記録していない。また、この購入に伴い自動車1台の廃棄を行っているが、データファイルの記録を削除していない。

イ 講じた措置の概要

平成15年5月27日に財務会計システムのデータファイルに記録するとともに、廃棄自動車のデータを削除した。

(3) 債権としての管理を適切に行い、早期に返還金を収入すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京港管理事務所及び東京港防災事務所は、財団法人東京港埠頭公社が本社を移転したことに伴い支払った都の委託事業に係る移転経費のうち、公社が賃料引き下げによる敷金の精算返還を賃貸借契約者から受けた場合は、覚書により、当該敷金相当分を都に返還することとしている。

しかしながら、所は、平成14年度当初にビルの賃料値下げが行われ、この値下げに伴う敷金の返還について、了知していたにもかかわらず、債権として適切に管理していないことから、監査日現在、この敷金相当分の都への返還金(試算額441万5,502円)が、未だ収入されていない。

イ 講じた措置の概要

本指摘に係る返還金は、平成15年3月14日に東京港防災事務所及び東京港管理事務所においてそれぞれ収入した。

今後、当該敷金相当分の管理については、港湾経営部において、港湾局全体をとりまとめ、債権相当額を管理、把握するものとした。

(4) 臨海地域開発事業会計所管用地貸付料を適正に徴収すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京港防災事務所は、臨海地域開発事業会計所管用地を、平成14年3月27日に、港湾事業会計が所管する臨時施設用地として使用させる旨の承認を行っているが、当該用地に係る貸付料について見たところ、当該貸付料722万4,960円(年額)を平成14年3月29日

に決定しているにもかかわらず、監査日現在、徴収に係る事務手続を行っていない。

イ 講じた措置の概要

平成15年3月26日に収入した。

交 通 局

(1) 工事にあたり関係部等と十分に調整すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

電車部は、平成12年12月31日大江戸線汐留駅駅舎工事において、関係部等と十分に調整しないまま、乗務係員室にユニットシャワーを設置しているが、設置後一度も使用されず、平成14年11月2日ユニットシャワーをユニットバスに交換している。その結果、ユニットシャワーの設置及び撤去にかかる費用9万5,705円が不経済支出となっている。

イ 講じた措置の概要

監査の指摘を十分に踏まえ、設計・工事にあたり関係部等と密接に調整を行うなど、このような不経済支出が生じないように再発の防止に努めていく。

水 道 局

(1) 水道及び下水道料金の減免を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、水道及び下水道料金の徴収に当たり、条例等に基づいて契約者からの申請により、料金の減免を行っているが、港営業所ほか2所において、減免対象であるメッキ業を廃業して、アパート及び駐車場として使用しているにもかかわらず減額対象としているものや、減額対象でない風俗関連宿泊施設を誤って簡易宿泊営業等として扱っているものについて減免対象としているものが見受けられた。

イ 講じた措置の概要

港営業所、世田谷東営業所及び江戸川南営業所では、平成15年2月13日から同月17日までに現場確認を行い減額対象から除外した。

また、今後の対応策として、平成15年11月からの定期検針時に、減免対象施設について外観調査を行い減免適用の適正化を図ることとした。

(2) 固定資産管理台帳に登載を行い、固定資産として管理すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東村山浄水場では、平成12年度に風力発電設備調査実験請負契約を締結し、風力発電設備を場内に設置させ、実験を行わせ、実験終了後は引き続き浄水場の発電設備として使用しているが、当該設備は、請負契約書の規定により、請負業者から局へ所有権が移転していることから、固定資産管理台帳へ登載し、固定資産として管理すべきものであるにもかかわらず、監査日現在、固定資産管理台帳への登載が行われていない。

イ 講じた措置の概要

平成15年3月31日に、当該設備について固定資産台帳に登載した。

また、平成15年3月28日に浄水部系列経理担当係長会を開催して、固定資産管理事務について適切な処理を行うよう周知徹底した。

下 水 道 局

(1) 適切な科目で支出すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東部第一管理事務所は、鷗橋架け替えに伴う江東区枝川二丁目付近既設管撤去工事を実施し、新設管敷設に伴う撤去であるとして、管渠改良費（資本的支出）で14万1,750円支出しているが、撤去のみの工事であることから、営業費用の固定資産除却費で支出すべきである。

イ 講じた措置の概要

本件工事については、平成15年2月26日付けで支出科目の振替処理を行い、営業費用の固定資産除却費に修正した。

また、今回の経緯及び措置について、施設管理部門経理係長会で各管理事務所へ説明するとともに、既設管渠等の撤去に関する予算執行の適正化について、各管理事務所へ改めて通知（平成15年7月17日付け施設管理部長通知）し、周知徹底を図った。

教 育 庁

(1) 適正な会計年度で歳入すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

教育財産の使用にかかる光熱水費等の徴収事務について見たところ、平成14年度の使用にかかる納入通知書の発行日が、平成15年度の歳入とすべき日付けとなっているにもかかわらず、平成14年度の歳入としている事例が認められた。

イ 講じた措置の概要

定例監査後の平成15年6月16日に事務長が中心となり、東京都高度情報化推進システム(TAIMS)上の「会計事務のてびき」及び東京都会計事務関係質疑応答集を参照しながら、地方自治法施行令に規定された歳入の会計年度について、事務職員全員に周知を図った。

(2) 調定にかかる事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

生涯学習スポーツ部は、東京体育館ほか5施設における使用料を歳入している。

この体育施設使用料にかかる平成14年度の歳入状況について見たところ、調定額及び収入未済額が6,103万1,110円過大となっていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

体育施設使用料にかかる平成14年度の収入未済額(6,103万1,110円)については、正しい未済額(0円)に是正し出納長に修正報告を行なった。

使用料の歳入処理に当たっては、会計事務の知識の習得に努めるとともに、適正な処理が図れるよう指導徹底した。

(3) 超過勤務命令を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

任命権者は、職員に超過勤務を命ずるときは、あらかじめ勤務することを命じ、かつ、事後に勤務の状況を確認しなければならないとされているが、多摩教育事務所における超過勤務の命令状況について見たところ、旅行命令のあった日に出張先から直接帰宅となっている者に対し、所内での超過勤務を命じている事例が認められた。

イ 講じた措置の概要

不適切な超過勤務命令に基づき支給された超過勤務手当については、平成15年7月22日に返還した。超過勤務命令の不適切な処理については、その原因を調査・整理するとともに、職員に超過勤務を命じた場合は、事後の確認を徹底するよう平成15年6月30日に命令権者に対して、指導を行った。

(4) 契約の履行確認を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

人事部では「学校職員の勤務時間等の手引き」の印刷・納入配布について、Fと契約を締結しているが、納入年月日が履行期限後となっていることが認められた。

しかしながら、部は、平成15年3月31日に検査合格として、同年4月14日に契約金額全額を支出している。

イ 講じた措置の概要

部は、指摘に至った原因を分析、検討するとともに、契約の履行確認等の適正な執行について、平成15年7月10日に各担当者に対する指導を行い徹底した。

(5) 備品の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

教職員研修センターは、研修用として、三次元スキャナー一式を購入しているが、監査日現在、当該備品を財務会計システムのデータファイルに記録していない。

イ 講じた措置の概要

三次元スキャナー式の財務会計システムへのデータ登載については、平成15年6月17日に登載した。

〔平成14年度工事監査〕

総 務 局

(1) モルタル着色材の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

鍛冶山災害関連緊急治山工事のうち、モルタル着色材の積算について見ると、定期刊行物(建設物価)により単価を設定しているが、誤って一般的に左官工事で使用する、より高価な着色材の単価を用いたため、積算額約387万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年9月27日に大島支庁内の林務関係職員による打合せを行い、工事監査指摘内容を説明、今後の積算及びチェックを確実にを行うように周知徹底した。

平成14年10月10日には、大島支庁内において再発防止に向けた検討会を開催し、従来のチェック体制を見直すとともに、チェック項目を明確化した。

福 祉 局

(1) 厨房排気ダクトの施工管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京都大泉就労支援ホーム厨房機械設備改修工事のうち、厨房排気ダクトについて見ると、

東京都機械設備工事標準仕様書で定められているダクトの板厚と異なった施工計画書が請負者から提出されており、これを誤って承諾し、施工しているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成15年4月9日に機械担当者会議及び同年5月15日に工事係会議を開催し、再発防止に向けチェックリストを作成するなど、適正な施行管理を行うよう周知徹底した。

なお、監査指摘については、仕様に適合した改善措置を行った。

病 院 経 営 本 部

(1) 天井改修工事の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

駒込病院手術室改修工事のうち、積算について見ると、撤去は軽量鉄骨下地撤去費に加え、仕上げ撤去費を算定し、新設はロックウール化粧吸音板張り費に加え、下地石膏ボード張り費を算定しているが、局基準によれば、軽量鉄骨下地撤去費の単価は仕上げ撤去費が、ロックウール化粧吸音板張り費の単価は下地石膏ボード張り費が、それぞれ含まれている複合単価であるため、積算額約94万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年7月4日、本部関係係長会を開催し、工事担当者に対し監査の指摘内容を踏まえ、的確な積算及びチェックを確実にを行うよう周知徹底するとともに、同年7月31日関係職員に対し、再度通知文書にて注意喚起を行った。

産 業 労 働 局

(1) 差筋^{さしきん}アンカー工事の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

平成13年度南郷用水堰地区河川応急工事その3のうち、差筋アンカー工事について見ると、差筋アンカーに必要な削孔深さは45mmであるが、積算は、局基準に同削孔深さに対応するものがないため、深さ100～200mmの歩掛りを用いて算定しているが、このように基準の適用範囲外の場合には、歩掛りの補正や物価資料のほか、その他の調査資料、見積り等により、過大とならないように工事費を積算する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成15年6月11日に平成15年度農業農村整備事業に関する担当者会議を開催し、監査

指摘内容について周知するとともに、設計、積算を的確に行うよう徹底した。

さらに、再発防止に向けて関係部署でのチェック体制を強化した。

(2) 消防設備保守点検委託の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

消防設備の保守点検委託のうち、保守点検委託の積算について見ると、屋内消火栓や移動式粉末消火装置等の点検費の単価は、全て見積りをもとに設定されているが、保守点検委託費は、局が新たに制定した維持保全業務積算標準単価表(定期点検保守)に基づき積算することとなっており、見積りで単価設定したことは適切ではなく、このため、積算額約32万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年1月16日に関係事業所の経理担当係長会議を開催し、監査指摘事項等について周知した。

また、平成15年3月7日に経理担当者会議を開催し、委託契約の積算については、維持保全業務積算標準単価表に基づき適正に行うよう周知徹底した。

中央卸売市場

(1) 防振装置の仕様変更に伴う協議を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

築地市場青果部定温倉庫基幹設備改修機械設備工事のうち、2階以上に設置する冷凍機の防振装置の設計は架台形式としているが、施工では安価なスプリング入りゴムパッドへの仕様変更を契約変更のための協議を行うことなく承諾し、実施している。

しかしながら、仮に仕様変更に伴う差額を積算すると約222万円となる。このような場合には、契約変更に向けた協議をする必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成15年4月30日付けで、各工事担当部署に、監査指導を十分に踏まえ、仕様変更に伴う協議の適正化について通知し、さらに同年5月16日に工事担当係長会議を開催し周知徹底を図った。

建設局

(1) 鋼管杭工事の施工管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

新交通臨海線（ゆりかもめ）延伸部下部工事のうち、鋼管杭工事の施工について見ると、施工計画書では2組が、実施では1組の杭打機等で施工している。

これは、施工計画書が当初の工期で計画され、その後、工期延伸したことに伴い、1組の杭打機等で施工が可能となったことによるものであるが、施工条件が大きく変わったにもかかわらず、監査日現在、変更計画書を提出させておらず、また、減少した杭打機等の運搬・分解組立費の取扱いについて協議を行っていないなど、十分な施工管理がなされていない。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、平成14年10月30日に事務所内関係職員を召集し、施工条件に変更があった場合は、再度計画書を提出させるなど、適時適切に施工管理を行うよう周知徹底した。

なお、指摘の件については、平成14年6月17日付けの契約変更により減額是正を行った。

（2）給水配管工事の契約変更を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

府中療育センター補償代行工事のうち、口径100mmの給水配管工事について見ると、協議により、ねじ込み継ぎ手に設計変更し施工しているが、その差額を積算すると約73万円の減額が見込まれるにもかかわらず、監査日現在、契約変更に向けた協議を怠っている。

イ 講じた措置の概要

平成14年9月20日に事務所内において、関係係長会を開催し、監査指摘を十分に踏まえ、工事の契約変更事務を適切に行うとともに、現況報告・指示等は確実にを行うよう周知徹底した。

なお、監査指摘事項については、平成14年5月20日付けの契約変更により減額是正を行った。

（3）仮設鋼材の有効活用について

ア 監査結果の内容（要約）

霞川調節池工事のうち、本工事で撤去する作業用仮設構台について見ると、先行工事でH形鋼等は中古品を買い取り、覆工板は支給品を使用して設置しているが、躯体構築後、撤去されるこれらの仮設鋼材については、すべてをスクラップとして運搬・売却処分することとされており、仮設構台等の使用が長期間にわたる工事においては、同様の取扱いが多くなされている。

これらの仮設鋼材は、現場条件や使用期間により異なるものの再使用することも可能であり、今後、大量の仮設鋼材の発生が見込まれる工事については、有効利用やコスト縮減の観点から、仮設鋼材の有効活用が図られるよう設計・施工面から検討されたい。

イ 講じた措置の概要

仮設鋼材の有効活用については、平成15年3月24日付けの「長尺物の仮設材が発生する場合の当面の取扱いについて」により局内に周知し、今後大量に仮設鋼材を使用する場合は、他の工事への転用等を図ることとした。

なお、本工事の仮設鋼材の一部は、平成15年度発注工事において使用することとしている。

東 京 消 防 庁

(1) ダクト工事の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京消防庁神田消防署庁舎及び消防技術試験講習場空調設備工事のうち、ダクト工事の積算について見ると、換気用として使用するダクトのインサート費の計算において、一部、庁基準の率を大きく誤ったため、積算額約69万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年12月12日に施設課内主任会議を開催し、監査指摘を十分に踏まえ、再発防止に向け慎重な積算及び確実なチェックを行うよう周知徹底した。更に、平成15年5月8日に施設課内係長会議及び各係内会議を開催し、職員に対し積算業務に係る適正執行について再徹底を図った。

水 道 局

(1) 地盤改良工事に使用するセメントの積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

港区三田三丁目3番から1番地先間配水本管新設工事のうち、地盤改良工事の積算について見ると、地盤を強化するためのセメントは、袋物(25kg入り)を使用することとしているが、袋物の単価がバラ物に比べて約2倍と高価なことなどから、本工事のように多量のセメントを使う場合にはバラ物を使用するのが一般的であり、その差額を積算すると、約184万円が過大となっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年1月10日に関係部所設計担当者会議、同年6月19日に設計係長会を開催し、監査の結果を踏まえ、積算に当たっては複数人によるチェックの徹底について周知した。

また、同年1月15日付け「積算基準の運用について」により噴射攪拌杭^{かくはん}等で使用するセメントはバラ物を標準とすることを局内関係部所に周知した。

なお、本件については、平成14年11月12日付けの契約変更により減額是正を行った。

(2) コントロールセンタ盤の形式選定について

ア 監査結果の内容(要約)

朝霞浄水場高度浄水施設活性炭吸着池及び後段ろ過池電気計装設備工事のうち、コントロールセンタ盤について見ると、「局の手引」の中で定められている「片面形」を設置しているが、近年、一般的に使用されている「両面形」を採用することでコスト縮減につながる。局では、同手引の改訂を進めているが、コントロールセンタ盤の形式選定に関する事項をこのような工事に反映させるため、水道事業の特性や経済性に十分配慮し、早期に検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成14年9月5日、コントロールセンタ盤の形式について、設置条件を勘案し可能なものについては、両面型を採用していくよう各関係部所へ通知するとともに、平成15年4月「水道用機械・電気設備設計の手引き」の改訂を行った。

なお、平成14年11月5日、当該工事について設計の変更を行い、両面型が採用できる部分について契約変更を行った。

(3) 製品費が多くを占める工事の現場管理費等について

ア 監査結果の内容(要約)

小河内貯水池ダム堰堤高欄嵩上げ工事のうち、現場管理費等の積算について見ると、高欄の価格が大半を占めている直接工事費に、定められた率を乗じて算出しているが、局基準によると、直接工事費に製品費が多くを占める場合には、現場管理費等の算出に当たり、所管部と協議を行い直接工事費から製品費を除くものとされている。しかし、協議すべき範囲などの取扱いが明確にされていないため、本工事では、その検討がなされていない。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、製品費が多くを占める工事に現場管理費等の取扱いについて検討を行い、平成15年7月10日に関係係長会を開催し、協議すべき範囲など周知徹底を図った。

下 水 道 局

(1) 鉄骨工事の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

堀切ポンプ所設備再構築に伴う建設工事のうち、高圧配電盤棟における鉄骨工事の積算について見ると、小梁等に使用するH形鋼の単価を積算システムに誤って入力したため、積算額約388万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年7月25日に「設計審査担当者会議」を開催し、監査の結果を十分踏まえ再発防止に向けた的確な積算のチェックを行うよう周知徹底した。

また、各設計担当者に対しては、平成14年9月19日に職場内研修を行い、注意喚起をうながした。

なお、指摘の件については、平成14年7月12日付けで契約変更により減額是正を行った。

(2) 特命随意契約の諸経費について

ア 監査結果の内容(要約)

国道6号線四つ木電線共同溝整備事業に伴う葛飾区四つ木二丁目付近外管渠整備工事は、共同溝工事との同時施工となることから、先行する工事の請負者に特命随意契約をしている。

このような場合、局基準によると、先行する工事の設計内容を考慮して諸経費を調整し、経済性に配慮することとなっているが、本工事の諸経費の積算について見ると、共同溝工事の設計内容が把握できなかったこと、また、その場合の取扱いが徹底されていなかったことなどから、諸経費の調整が行われていない。

イ 講じた措置の概要

平成15年1月21日付けで「国道工事に随意契約する場合の経費の調整について」により、関係部所へ通知するとともに、同年2月12日に開催した工事係長会で主旨を説明し、再発防止に向けて再度周知徹底した。

また、上記通知を盛り込んだ維持管理の「設計・積算マニュアル」を新たに作成し、平成15年3月14日付けで関係部所に配布した。

警 視 庁

(1) 舗装工事の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

交通信号機改良工事のうち、ケーブル布設に伴う復旧について見ると、道路管理者等との協議により、すべて仮復旧により施工することとしているが、積算では、歩道部仮復旧の一部を誤って、本復旧の単価を用いたため、積算額約61万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年11月1日に関係職員による会議を開催し、工事監査の結果を踏まえ、適切な単価の設定を行うよう周知徹底した。

また、平成15年4月1日からは、的確な積算とチェックが行えるように、新たに照査部所を設けて体制の強化を図った。

〔平成14年度行政監査（事業所における庁舎管理事務について）〕

主 税 局

（1）機械警備委託の契約方法の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局では、各事業所の平日夜間・休日時の警備を、通常、機械警備により行っており、当初、機器類を設置した業者に対し、特命随意契約で委託を行っているが、警備業務は他の業者であっても同様の業務を行うことが可能となっていることから、契約方法の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成15年度の機械警備委託から競争入札による契約を実施した。今後も、一定期間を経過する時点で競争入札を行い、競争性や安全面に優れた業者選定を行っていく。

（2）防火対策を適正・適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

庁内管理者は、防火管理者を定め、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

世田谷都税事務所では、地下1階の避難口が施錠されており、適切に確保されていない。

イ 講じた措置の概要

平成15年2月28日に鍵をオートロック式に変更し、避難通路の確保を図った。

（3）維持管理を適切に行うべきもの（危険箇所の点検、改善措置等を適切に行うべきもの）

ア 監査結果の内容（要約）

世田谷都税事務所は、正面玄関横の駐輪場真上にある受水槽に上るはしごが、縄ロープで固定されているのみで落下する恐れがあり危険である。また、青梅都税事務所（青梅合同庁舎）は、庁舎内中央の吹抜けにワイヤー吊りのオブジェがあるが、ワイヤーの点検を行っておらず、落下の危険性に対処していない。

イ 講じた措置の概要

世田谷都税事務所は、平成15年2月28日に受水槽の梁とハシゴを縄ロープによる固定に加え、太い鎖で繋ぎ、落下防止策を講じ、安全面の強化を図った。

青梅都税事務所（支所）は、建物管理業者及び財務局に調査を依頼し、断線、磨耗、腐食、ボルトの緩み等の状態を点検した結果、部材の耐久性は良好であることが判明した。

今後の保守点検については、財務局からの指導に基づき行っていく。

(4) 維持管理を適切に行うべきもの(施設・設備の管理を適切に行うべきもの)

ア 監査結果の内容(要約)

立川都税事務所(立川合同庁舎)では、退庁時に庁舎警備用のカードにより自動扉を施錠しているが、下方の鍵を施錠しないため、停電時には自動扉が開錠された状態となってしまう、施設・設備の管理に不十分な点が見受けられた。

イ 講じた措置の概要

停電時における自動扉の施錠については、管理面・安全面に配慮した対策を検討し、平成15年7月18日にオートロック式扉に改善することで、外部からの侵入対策を図った。

(5) 電気料金の節減に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

豊島都税事務所(豊島合同庁舎)では、電気需給契約において、契約電力を1,000キロワットとしているが、直近1か年の毎月の最大電力実績を見たところ、契約電力を下回っている。直近1か年の実績から、100キロワット減ずるだけでも、年間で218万余円の基本料金の節減が図れるものである。

イ 講じた措置の概要

平成15年3月4日契約電力の変更手続を行い、平成15年4月分から電気料金の節減を図った。

今後も、月々の使用電力実績を見つつ、電気料金の節減に努める。

(6) 来庁者への利便向上に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

各事業所では、来庁者への利便の向上に努めているが、府中都税事務所(支所)(府中合同庁舎)では、庁舎駐車場入口脇に、事務室へ連絡するための内線電話機が設置されているが、電話番号案内が置かれていない。

イ 講じた措置の概要

駐車場利用者の利便性に配慮し、平成15年2月に内線電話機設置場所に内線番号案内(配置図)を設置した。

(7) 庁舎の有効利用に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

青梅都税事務所(青梅合同庁舎)では、大型テレビ1台が使用の可否を検討しないまま、庁舎内に放置されており庁舎スペースが有効に利用されていない。

イ 講じた措置の概要

平成15年4月1日付けで八王子都税事務所に所管換えを行い、有効利用を図った。

都 市 計 画 局

(1) 什器・備品の転倒・落下等の防止対策を検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業所に設置されている什器・備品の場所、固定・補強等の状況について見たところ、多摩建築指導事務所では、事務室内における什器・備品の固定・補強等、転倒防止策が不十分であり、什器・備品が廊下、階段、通路部分等に置かれ、転倒・落下するおそれがある。

イ 講じた措置の概要

多摩建築指導事務所は、立川合同庁舎が狭隘のため庁舎南側に新築した分庁舎へ平成15年3月31日に移転した。

新庁舎における地震発生時の什器備品の転倒落下等の防止対策については、当所安全衛生委員会で検討した結果を踏まえ、粘着テープで書庫を固定するなど適切に対処した。

(2) 庁舎の有効利用に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

多摩建築指導事務所(立川合同庁舎)では、机・椅子が多数、使用の可否を検討しないまま、庁舎内に放置されており庁舎スペースが有効に利用されていない。

イ 講じた措置の概要

放置されていた什器等は、新庁舎に移転時(平成15年3月31日)に発生した什器等と合わせ、所属換え及び廃棄処分(平成15年4月22日)をし、庁舎スペースの有効利用を図った。

環 境 局

(1) 維持管理を適切に行うべきもの(施設・設備の管理を適切に行うべきもの)

ア 監査結果の内容(要約)

多摩環境事務所(立川合同庁舎)では、申請者等の個人情報を含む業務文書が保存されている非施錠の書庫が階段踊り場に置かれており、管理に不十分な点が見受けられ適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成15年4月2日に執務室内のレイアウト変更を行い執務室内に収容した。

これにより、収容場所には外部の人が立ち入らない位置に収容し、勤務時間中は職員により、また時間外は執務室内及び庁舎全体の機械警備により適正に管理を行っている。

福 社 局

(1) エレベーター保守点検委託の契約方法の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、エレベーター保守点検委託を系列会社以外の業者では、安定した部品等の供給が困難であることなどの理由により特命随意契約を行っているが、保守点検業務は、製造会社系列以外の業者でも可能となっており、競争性の確保の観点から、契約方法の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

本件に係る契約については、エレベーターの状況を精査するとともに、競争性確保の観点から製造会社系列以外の業者の情報提供を受けるなど、契約方法の見直しを検討したところであるが、次の理由により他業者では対応が困難なことなどが判明したので、その旨特命理由に追加して明記し、より適切な契約となるよう改めた。

当センターは、開設して20年以上が経過し、設備の老朽化が著しいため、保守に必要な部品の交換作業が出来る業者が当該業者以外にいない。

施設の維持に必要な大規模補修なども含めた契約としているため、現在の契約金額以下で請け負う業者がいない。

(2) 機械警備委託の契約方法の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局では、各事業所の平日夜間・休日時の警備を、通常、機械警備により行っており、当初、機器類を設置した業者に対し、特命随意契約で委託を行っているが、警備業務は他の業者であっても同様の業務を行うことが可能となっていることから、契約方法の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

契約については、平成14年度までは、1社に特命で随意契約をしていたが、平成15年度より3社の見積競争による方法に改善した。

(3) 庁舎の有効活用に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

児童相談センターは、喫煙用空気清浄機2台が使用の可否を検討しないまま、庁舎内に放置されており庁舎スペースが有効に利用されていない。

イ 講じた措置の概要

1台については、所属換えが完了しており、もう1台については、現在「物品活用ひろば」に掲示するなど、有効活用先を探しているところである。

健 康 局

(1) 警備委託の時間の見直しを行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

各事業所では、平日夜間・休日の警備を行う場合、警備委託契約における警備時間を、職員の勤務する時間以外の時間としているが、警備委託の警備時間を見たところ、多摩東村山保健所では、職員の勤務終了時間から契約上の警備開始時間までに警備の空白時間があり、町田保健所では、職員の勤務時間と契約警備時間とが重複しており、警備委託の警備時間と職員の勤務する時間以外の時間とが整合しておらず、合理的理由が見出せない。

イ 講じた措置の概要

多摩東村山保健所及び町田保健所それぞれにおいて、行政監査の指導に基づき、請負業者と事実関係の確認及び調整を早急に実施し、平成14年度契約から勤務実態(警備時間)と整合した仕様内容に修正した。

(2) 防火対策を適正・適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

庁内管理者は、防火管理者を定め、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

(ア) 多摩小平保健所では、消防計画を作成していない。

(イ) 八王子保健所では消防訓練を実施しておらず。また、平成13年度の消防用消火設備保守点検で指摘された不良箇所の改善が監査日現在なされていない。

(ウ) 八王子保健所及び町田保健所では、平成12年度の消防用消火設備保守点検で指摘された

不良箇所の改善が監査日現在なされていない。

イ 講じた措置の概要

(ア) 消防法第 8 条の規定に基づき、平成 15 年 4 月 1 日付けで消防計画を策定し、同年 4 月 24 日付けにより、小平消防署長あてに「消防計画作成届出書」を提出した。

(イ) 消防計画に基づき、平成 15 年 9 月 26 日に消防総合訓練を実施することとし、その旨を八王子消防署に「自衛消防訓練通知書」を提出した。

(ウ) 八王子保健所においては、平成 13 年度消防用消火設備保守点検で指摘された、連動制御機受信内部の充電回路について調査したところ、受信機予備電源用の電池が経年により劣化していることが判明したため、平成 15 年 1 月 31 日に修繕を実施し、保守点検で指摘された内容について改善した。

また、町田保健所においては、平成 12 年度の消防設備保守委託で指摘された防火シャッターの感知器（光電式スポット型感知器）について、監査後直ちに、消防署及び町田市に確認の上、動作不良とされた煙感知器とは別の感知器（熱感知器）により、防火シャッターが正常に動作するよう改善措置した。

(3) 維持管理を適切に行うべきもの（危険箇所の点検、改善措置等を適切に行うべきもの）

ア 監査結果の内容（要約）

狛江調布保健所では、排水口のコンクリート蓋が欠損したまま、平成 12 年度より放置されている。

イ 講じた措置の概要

平成 12 年度に破損したコンクリートの蓋は、平成 9 年度以前まで使用していた浄化槽の蓋であるが、この浄化槽については、今後使用する見込みがないことから、平成 15 年 3 月 31 日までに浄化槽埋戻し工事を実施し、危険部位の改善を行った。

(4) 適切な導線の整備を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

各事業所の障害者等に対する動線の整備状況について見たところ、南多摩保健所では、手すりの前に公衆電話機が設置されているため、手すりが利用できない。

イ 講じた措置の概要

電話台の移動は、公衆電話の接続口等の事情から困難であるため、電話台自体に手すりを付けることにより、既存の手すりが断絶している状況の改善を図った。

(5) ガス料金の合算申請を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

花小金井庁舎では、庁舎を使用している多摩小平保健所及び北部住宅建設事務所が別々の需
要場所として、ガスの供給を受けている。一般ガス供給約款によれば、これらについて使用量
の合算申請を行うと、基本料金は、1個のメーター料金として扱われること、従量料金は、
使用量の増大により料金単価が下がることから、料金の節減を図ることができる。

イ 講じた措置の概要

多摩小平保健所と北部住宅建設事務所で結んでいる協定書の中で、光熱水費の支払について
定めていたが、ガス料金は、協定書に盛り込まれていなかったため、平成15年3月12日付
けで協定書を一部改正し、多摩小平保健所で合算して支払うよう改めた。

(6) 来庁者への利便向上に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

各事業所では、来庁者への利便の向上に努めているが、多摩川保健所では、1階入口に、2
階の受付へ連絡するための内線電話機が設置されているが、案内表示がない。

イ 講じた措置の概要

多摩川保健所は、各種申請等の受付窓口が2階にあることから、身体が不自由な住民の利便
性を確保することを目的に、インターホンを1階に設置している。しかし、設置場所が入口か
ら奥まった場所に設置していることから、その所在が分りにくく、また、インターホンの利用
の案内がされていないことから、住民には使いづらいものであった。

このことについて、平成15年5月にインターホンの移設工事を実施し、また、利用案内を
掲示することにより、利用者が利用しやすいように改善した。

(7) 什器・備品の転倒・落下等の防止対策を検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業所に設置されている什器・備品の場所、固定・補強等の状況について見たところ、多摩
川保健所ほか7所では、事務室内における什器・備品の固定・補強等、転倒防止策が不十分で
あり、什器・備品が廊下、階段、通路部分等に置かれ、転倒・落下するおそれがある。

イ 講じた措置の概要

(ア)多摩川保健所 L字型金具により、各什器類を壁面に固定した。

(イ)秋川保健所 L字型金具により、各什器類を壁面に固定した。

(ウ)八王子保健所 L字型金具等により什器類を固定した。

(エ)南多摩保健所 職員厚生室内の冷蔵庫の上に設置していたテレビは、落下に伴う危
険がない高さ73cmの低い書庫に移動した。

- 食器棚は、L字型金具により壁面に固定した。
- (オ)町田保健所 L字型金具等により什器類を固定した。
- (カ)村山大和保健所 重ね書庫については、上下の書庫を専用部品で固定した。
- (キ)府中小金井保健所 L字型金具等により什器類を固定した。
- (ク)多摩小平保健所 L字型金具等により什器類を固定した。

産 業 労 働 局

(1) 警備委託の時間の見直しを行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

各事業所では、平日夜間・休日の警備を行う場合、警備委託契約における警備時間を、職員の勤務する時間以外の時間としているが、警備委託の警備時間を見たところ、農業事務所では、職員の勤務終了時間から契約上の警備開始時間までに警備の空白時間があり、合理的理由が見出せない。

イ 講じた措置の概要

農業事務所では、平成15年度契約に際して、当事務所の職員勤務時間に合わせ、警備委託契約を行った。併せて、今後適切な事務処理に努めるよう所内に周知徹底を図った。

警備委託時間は、事務所からの警報装置作動開始の信号を受けたときに始まり、事務所からの警報装置解除の信号を受けたときに終了するまでの時間とする。

開庁日 17時45分から翌日8時30分まで

閉庁日 8時30分から翌日8時30分まで

住 宅 局

(1) エレベーター保守点検委託の契約方法の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、エレベーター保守点検委託を系列会社以外の業者では、安定した部品等の供給が困難であることなどの理由により特命随意契約を行っているが、保守点検業務は、製造会社系列以外の業者でも可能となっており、競争性の確保の観点から、契約方法の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成15年度契約から、3社の競争見積もりによる随意契約に変更した。

(2) 維持管理を適切に行うべきもの(施設・設備の管理を適切に行うべきもの)

ア 監査結果の内容(要約)

南部住宅建設事務所では、日中、シャッターが開いている事務所1階駐車場に大量の文書が保管されており、管理に不十分な点が見受けられ適切でない。

イ 講じた措置の概要

日中シャッターが開く駐車場スペースと、常時シャッターを閉める倉庫スペースをロッカーで分離し、文書の保管を倉庫スペースで行うように改善した。

(3) ガス料金の合算申請を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

花小金井庁舎では、庁舎を使用している多摩小平保健所及び北部住宅建設事務所が別々の需要場所として、ガスの供給を受けている。一般ガス供給約款によれば、これらについて使用量の合算申請を行うと、基本料金は、1個のメーター料金として扱われること、従量料金は、使用量の増大により料金単価が下がることから、料金の節減を図ることができる。

イ 講じた措置の概要

平成15年4月1日付けで「東京都花小金井庁舎における庁舎管理協定」を改定し、ガス料金について、多摩小平保健所が合算申請及び今後の支払を行うこととし、北部住宅建設事務所の負担分については、その費用を健康局に執行委任している。

建 設 局

(1) 車いす対応トイレの改善を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業所における車いす対応トイレの設置状況について見たところ、東部公園緑地事務所では、職員が常駐していない別棟に車いす対応トイレを設置しているが、非常用呼出し装置が、本棟にある事務所に通じていない。

イ 講じた措置の概要

平成15年2月19日に「東部庁舎警報盤設置工事」契約を締結し、平成15年3月17日に工事が完了した。

港 湾 局

(1) 維持管理を適切に行うべきもの (不要な設備を早急に撤去すべきもの)

ア 監査結果の内容 (要約)

東京港管理事務所では、庁舎屋上の一部に、ゴルフ練習用の設備が放置された状態になっており、庁舎管理上、適正を欠いた状況が認められた。

イ 講じた措置の概要

本件については、平成 1 5 年 3 月 2 4 日に撤去した。

(2) 維持管理を適切に行うべきもの (危険箇所の点検、改善措置等を適切に行うべきもの)

ア 監査結果の内容 (要約)

東京港管理事務所は、事務所敷地内に、廃止すべき連絡橋があるが、進入防護柵の設置などの対策がとられていない。

イ 講じた措置の概要

平成 1 5 年 8 月 8 日に侵入防護柵を設置した。

水 道 局

(1) 防火対策を適正・適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

庁内管理者は、防火管理者を定め、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、その他防火管理上必要な業務を行わせなければならないが、港営業所では、消防訓練を実施していない。

イ 講じた措置の概要

平成 1 5 年 8 月 2 7 日に事業所の消防訓練の実施について職員に対し周知するとともに、同年 9 月 4 日に港営業所内で消防訓練を実施し、同月 8 日に所轄の芝消防署へ自衛消防訓練通知書を提出した。

なお、平成 1 5 年 5 月 1 4 日に副支所長会及び支所・営業所庶務係長会を開催して、庁舎管理及び諸手続の適正化を図るよう周知徹底した。

(2) 防犯カメラによる防犯対策の明示を行うべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

水道局各営業所料金窓口においては、防犯カメラを設置しているが、今回実地監査対象とし

た 2 1 営業所の料金窓口付近を見たところ、1 7 営業所では、防犯カメラを設置している旨の貼り紙等がない状況が認められた。防犯対策の強化等を十分に図るうえからから必要性は高い。

イ 講じた措置の概要

平成 1 5 年 6 月に防犯カメラを設置していて明示のない営業所について調査を実施し、同年 8 月 2 2 日までに全営業所（3 0 箇所）で明示を行った。

なお、平成 1 5 年 5 月 1 4 日に副支所長会、支所・営業所庶務係長会を開催し、庁舎管理及び諸手続の適正化を図るよう周知徹底した。

(3) 庁舎の目的外使用許可を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

企業用固定資産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用許可を行うことができる
とされているが、大田南・赤羽各営業所では、使用許可手続を行わないまま、行政財産を使用
させているものが認められた。

イ 講じた措置の概要

大田南営業所では、平成 1 5 年 9 月に所轄の警察署に対して交通標識の使用許可を行い、F
区消火器箱については撤去した。

また、赤羽営業所では、平成 1 5 年 8 月に G 区のカーブミラーを公道部に移設した。

なお、平成 1 5 年 5 月 1 4 日に副支所長会及び支所・営業所庶務係長会を開催し、庁舎管理
及び諸手続の適正化を図るよう周知徹底した。

下 水 道 局

(1) 防火対策を適正・適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

庁内管理者は、防火管理者を定め、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防
用設備等の点検及び整備、その他防火管理上必要な業務を行わせなければならないが、東部第
二管理事務所では、消防訓練を実施していない。

イ 講じた措置の概要

平成 1 5 年 3 月に消防計画に基づき、消防訓練を実施した。

今年度も 1 1 月に実施予定である。

(2) 什器・備品の転倒・落下等の防止対策を検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

事業所に設置されている什器・備品の場所、固定・補強等の状況について見たところ、南部管理事務所及び東部第二管理事務所では、事務室内における什器・備品の固定・補強等、転倒防止策が不十分であることが認められた。

イ 講じた措置の概要

什器・備品の転倒・落下等の防止対策については、庁舎の工事等にあわせて、什器・備品を固定できるような安全対策を講じてきたところである。また、簡易固定装置の使用等、暫定的な対応策を実施するとともに、平成15年3月に什器・備品の上部に重量物を置かないよう、注意を促す旨の事務連絡を関係各所属に通知し、防災対策の徹底を図った。

(3) 来庁者への利便向上に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

各事業所では、来庁者への利便の向上に努めているが、東部第二管理事務所では、駐車場出入口が2箇所あり、1箇所の前面道路が一方通行であるが、その表示がない。

イ 講じた措置の概要

平成15年1月、一方通行に面している出入り口に、前面道路が一方通行である旨を通路上に表示し、来庁者の安全と利便の向上を図った。

〔平成14年度財政援助団体等監査〕

総 務 局

(財団法人東京都島しょ振興公社)

(1) 適正な科目により会計処理を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社では、平成11年度までに発生した未収金を平成13年度に処理するに当たり、雑支出として処理すべきものを事業収入の減額として処理するなど、誤った科目により会計処理を行っていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

指摘のあった会計処理については、公認会計士の指導のもとで、平成14年4月から適切な処理方法に改めている。

生活文化局

(生活文化局)

(1) 補助金交付を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

私立学校経常費補助の交付額を決定するための基礎数値のうち、教職員数については、5月1日現在の給与の支給割合が平常の給与の2割以上の者の人数によるべきところを、5月に支給した金額の支給割合が平常の給与の2割以上の者の人数によっている例が認められた。

イ 講じた措置の概要

経常費補助金の算定を適正に行うため、補助対象除外者となる休職等の教職員の認定に当たっては、各学校法人の給与規程上の支給割合で判断すること及び補助対象の具体例(図)を盛り込むなど、「平成15年度私立学校教育助成金調査表記入の手引き」を改正した。

(学校法人100団体)

(2) 人件費の支出を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

教職員の人件費については、学校法人の給与規程等に定め、これを支給の根拠とすべきであるが、学校法人玉川学園では平成12年度及び平成13年度において、支給根拠が給与規程に定められていない手当を支給しており、学校法人相原保善学園では、平成12年度において、支給根拠が給与規程に定められていない手当を支給していた。

イ 講じた措置の概要

(ア) 平成15年3月27日付けで給与規程の改定を行い、平成15年度から明文化し実施している。
(学校法人玉川学園)

(イ) 本件については、平成14年度から、規程に沿った処理を行うとともに、会計担当理事を2名にして、複数でのチェック体制をとるなどし、再発防止をはかることとした。

(学校法人相原保善学園)

(学校法人100団体及び生活文化局)

(3) 授業料減免補助に係る減免額の算定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

授業料減免補助の交付額決定のもととなる授業料減免額の算定に当たり、学校法人菅生学園では、授業料減免額を誤って69万6,000円多く申請した結果、補助金17万4,000

円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

過大補助金額 17万4,000円については、平成15年5月26日に都に返還された。

(4) 都内生就学補助に係る都内在住生徒数の算定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都内生就学補助の交付額決定のもととなる都内在住生徒数の算定に当たり、各学校法人では、補助対象外の生徒を加えてそれぞれ申請した結果、補助金合計83万5,000円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 過大補助金額4万円については、平成15年5月22日に都に返還された。

(学校法人田村学園)

(イ) 過大補助金額8万5,000円については、平成15年5月19日に都に返還された。

(学校法人東京学園高等学校)

(ウ) 過大補助金額44万円については、平成15年5月16日に都に返還された。

(学校法人安田商工教育会)

(エ) 過大補助金額4万5,000円については、平成15年5月20日に都に返還された。

(学校法人京北学園)

(オ) 過大補助金額4万5,000円については、平成15年5月20日に都に返還された。

(学校法人国土館)

(カ) 過大補助金額4万5,000円については、平成15年5月26日に都に返還された。

(学校法人豊島岡女子学園)

(キ) 過大補助金額4万5,000円については、平成15年5月16日に都に返還された。

(学校法人中延学園)

(ク) 過大補助金額4万5,000円については、平成15年5月26日に都に返還された。

(学校法人明星学園)

(ケ) 過大補助金額4万5,000円については、平成15年5月19日に都に返還された。

(学校法人明治学院)

(5) 国際化推進補助に係る補助対象生徒の把握を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

国際化推進補助の交付額決定のもととなる補助対象生徒数の算定に当たり、学校法人田村学園では、補助対象外の生徒を加えて申請した結果、補助金9万円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

過大補助額 9 万円については、平成 15 年 5 月 22 日に都に返還された。

(6) 40 人学級編制推進補助に係る補助対象学級数の把握を適正に行なうべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

年度当初における学級編制において、1 学級当たりの実生徒数が 40 人以下の場合には特別補助金を交付しているが、3 学校法人において、学級生徒数を把握すべき基準日を誤ったことなどにより、40 人学級数に誤りが生じ、補助金 380 万円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 過大補助金額 20 万円については、平成 15 年 5 月 19 日に都に返還された。

(学校法人世田谷学園)

(イ) 過大補助金額 300 万円については、平成 15 年 5 月 20 日に都に返還された。

(学校法人日本体育会)

(ウ) 過大補助金額 60 万円については、平成 15 年 5 月 22 日に都に返還された。

(学校法人田村学園)

(社会福祉法人東京都社会福祉協議会)

(7) 印刷製本請負契約に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

生活文化局所管の補助事業である「東京ボランティア・市民活動センター事業」の一環としての「東京ボランティア・市民活動センター研究年報 2001」作成に関する契約について、監査日現在、成果物は納品されておらず、実際に納品されたのは平成 14 年 12 月 17 日であるにもかかわらず、契約の履行期限内に成果品の納品があったとして、平成 14 年 3 月 25 日に契約代金を支払っているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

作成が遅れていた印刷物については、補助金要綱の定めにより、補助金額を返還させた。(平成 15 年 2 月 7 日、44 万 1,000 円)

今後、補助事業の実績報告の確認を徹底するとともに、補助金の額の確定について慎重かつ適切な処理に努めることとする。

都 市 計 画 局

(帝都高速度交通営団)

(1) 工事監理業務の委託について

ア 監査結果の内容(要約)

営団は、工事監理業務の委託において、設計図書と工事とを照合し設計図書のとおり施工されているかを確認・指導する業務に加え、営業線内における工事施工上の安全管理にかかわる業務を求め、業者を指名している。この指名にあたっては、営団業務を熟知しているとして子会社2社を選定しているが、営団の役務契約事務規則によれば、原則3人以上選定となっている。

営団は、都及び国が出資する公益性の強い団体であり、透明性、競争性を確保した契約を行う必要があることから、具体的な作業手順、作業方法等の仕様をきめ細かく定めるとともに新規参入を促進するなど、透明性・競争性を確保した契約事務を行うよう検討されたい。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 財政援助団体等監査の意見・要望を受け、工事監理委託仕様書の全般的な見直しを行い、条件の緩和と具体的な作業手順、作業方法等をきめ細かく定めた工事監理委託仕様書の改訂をした。
- (イ) 工事監理を委託するに足る条件を満たしているコンサルタント17社を選定し、改訂した工事監理委託仕様書により工事監理の説明会を開催した結果、11社より応諾の回答があった。
- (ウ) 平成15年5月以降発注の工事監理業務は、上記11社からその都度3社を指名し、競争入札を実施している。

(2) 委託契約事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

営団では、南北線麻布十番駅付近の区道復旧工事に先立ち、工事発注用資料の作成を委託しているが、この契約に係る納品状況についてみたところ、契約の目的である設計図面180点中28点が履行期限内に納入されておらず適正でない。

イ 講じた措置の概要

委託契約事務については、今後きめ細かな業務打合せ等を実施し、工期内に確実に完成させるよう業者に対して、監督・指導を行うこととし、検査及び成果品の引渡しに当っては適切に対応するよう平成15年1月の建設本部部長連絡会において職員に周知徹底した。

(都市計画局)

(3) 再利用センター運営管理事業に係る剰余金を速やかに受け入れるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、再利用センター運営事業を財団法人東京都新都市建設公社に委託しており、公社が徴収する利用料金は運営管理費の費用とし、この事業から生じた剰余金は都に納付させることと

なっているが、平成13年度分7,736万7,195円について、監査日現在、公社に請求していない。

イ 講じた措置の概要

平成14年度剰余金の受け入れについては、平成15年8月6日に請求を行い、同年8月26日に都への受け入れを完了した。

今後も決算承認後、速やかに受け入れるよう努める。

福 祉 局

(社団法人東京バス協会)

(1) 計算書類の作成を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

協会は、平成12年度より東京都シルバーパス指定団体補助金事業を実施し、当該事業によって固定資産を取得しているにもかかわらず、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録への計上を行っていない。

イ 講じた措置の概要

東京都シルバーパス事業に係る固定資産については、法人の平成14年度決算において正味財産増減計算書等の書類への計上を行った。

(町田市及び福祉局)

(2) 補助金の返還を求めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

学童クラブ事業運営費補助の交付額を決定するための基礎数値のうち、登録児童数については、平成12年度に基準が変更になったにもかかわらず、いずれのクラブでも変更前の基準で算定した結果、67万1,000円が過大な交付となっている。

イ 講じた措置の概要

指摘を受けた補助金については、町田市に対し返還を求め(平成15年3月20日) 過大となっている補助金の返還を受けた。(平成15年3月31日)

健 康 局

(健康局)

(1) 看護婦等養成所運営費補助金の算定に係る収入の取扱いを明確にし、適切な指導を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

看護婦等養成所運営費補助金の交付額決定のもととなる収入額の取扱いを、健康局が明確にしていないため、日本赤十字社では、具体的な根拠が明らか意思決定を行うことなく、その取扱いを変更している。

イ 講じた措置の概要

看護師等養成所運営費補助金の算定に係る収入の取扱いは、施設維持費は補助対象外経費として取扱うこととし、平成15年3月31日付け14健医人第2054号により各看護師等養成所に周知した。

また、毎年実施している事務説明会や実地調査でも指導の徹底を図った。

(財団法人東京都医学研究機構)

(2) 固定資産にかかる会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団法人東京都医学研究機構では、耐用年数1年以上で取得価格20万円以上の器械及び備品について、固定資産台帳を備え、適正に管理しなければならないと定めているが、臨床医学総合研究所で平成13年度に実施したパーティション設置工事で取得した間仕切りを、固定資産台帳に登録せず、正味財産増減計算書及び貸借対照表にその取得価格を計上していない。

イ 講じた措置の概要

指摘対象となった工事について平成14年度に固定資産として台帳登録を行った。

産 業 労 働 局

(産業労働局及び社団法人東京都自動車整備振興会)

(1) 補助金を返還すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

振興会に対し、自動車整備技術の向上を目的として、運営費補助金を交付し、実績報告書を

提出させているが、この報告には補助対象外となる、会員等の事業主に雇用されている従業員以外の者が含まれており、補助金25万3,440円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年6月25日に過大に交付された補助金についての返還がなされた。

補助金を適正に執行するよう、実績報告についてこれまで以上に十分精査すること、また、補助金交付団体の事務担当者説明会を開催し、補助対象経費の説明を行う等、適正な補助金申請及び執行を行うよう指導の徹底を図った。

中央卸売市場

(中央卸売市場)

(1) 東京都地方卸売市場管理衛生費補助金交付要綱の規定を明確にすべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

地方卸売市場の開設者が行なう廃棄物の処理に関し、適正かつ健全な運営に資することを目的に補助金を交付しているが、補助要綱に明確な規定がないため補助対象廃棄物が可燃ごみのみの市場と、発泡スチロールも含めた市場があるなど、適切でない事例が見受けられた。

イ 講じた措置の概要

平成15年2月12日付け14中事業第660号で「東京都地方卸売市場管理衛生費補助金交付要綱の一部改正」を行い、補助対象廃棄物の取扱い、補助金交付額の算定方法、補助金交付額の算定方式を明確にした。

(中央卸売市場及び武蔵青果株式会社)

(2) 東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱の見直し等を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

中央卸売市場の定める施設整備費補助要綱に、施設整備に伴う資金計画等の書類を事前に提出することを義務付けた事項がないなどの不備があるため、武蔵青果株式会社では、補助金の交付を受けて取得した施設等について、知事の承認を受けずに根抵当権を設定するなど、要綱に反した財産処分を行っている。

イ 講じた措置の概要

平成14年7月31日付け14中事業第2号で「東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱の一部改正」を行い、資金計画書の提出を義務付けた。

また、武蔵青果株式会社に対して、早急に根抵当権の抹消を要請したところであるが、同社が金融機関と再三にわたり交渉を行った結果、困難であることが判明したため平成15年1月31日付けで担保承認申請が出された。

同申請について、事情を聴取したところ、東京都卸売市場整備計画に則り、八王子地区の2民営地方卸売市場（八王子片倉市場、八王子北野市場）を統合し、1市場とするために必要な卸売場の拡張工事・バナナ加工施設の工事で、この工事に必要な資金が自己資金では足りないため、当施設に担保を設定し、金融機関から融資を受けたものである。

従って、本工事は、東京都卸売市場整備計画に則り行った工事であることから、平成15年2月10日付け14中事業第689号で承認することとした。

港 湾 局

（財団法人東京港埠頭公社）

（1）高圧ケーブルの設計について

ア 監査結果の内容（要約）

大井埠頭新4バース配電線路工事において、冷凍庫用の高圧変圧器に給電する高圧ケーブルの設計に当たり、導体サイズ100mm²でも対応が可能であるが、将来、冷凍庫需要が著しく増大した場合に充てるとして150mm²で設計、施工しているが、需要予測が十分なされていない。

イ 講じた措置の概要

平成15年3月26日に部内会議を開催し、ふ頭整備を実施する際には、将来的な需要予測を的確に判断したうえで設計を行うよう周知徹底した。

（2）使用料の支払に係る消費税の取扱いを適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

公社は、辰巳の森海浜公園駐車場ほか4箇所の駐車場施設を賃借するに当たり、使用料の支払いに係る消費税について、課税として取り扱うべきところを、非課税として取り扱ったため、消費税及び地方消費税の還付額が193万1,227円過少となっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年度分消費税については適正に処理した。

なお、平成13年度消費税確定申告の更正請求を平成15年3月28日に提出し、4月28日に更正請求に基づく通知を受け、5月30日に還付を受けた。

(3) 排水柵の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

大井埠頭新4パス管理棟他給排水衛生設備工事における屋外排水設備工事の積算について見ると、排水柵を既製品で設計しているが、誤ってより高価な現場打ちコンクリートによる柵の単価を用いて算定したため、積算額約145万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

会社では、平成14年12月18日に部内会議を開催して、監査指摘を十分踏まえ、再発防止に向け照査事務及び工事監理業務の徹底について説明し、照査体制を確認した。また、平成15年3月26日の部内会議において、新たに作成した「設計・工事チェックリスト」で設計積算を適正に行うよう周知徹底した。

(株式会社東京レポートセンター)

(4) 公園施設使用料の支払いに係る消費税の取扱いを適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社は、お台場海浜公園1号駐車場ほか3箇所の海上公園施設を賃借するに当たり、使用料の支払いに係る消費税について、課税として取り扱うべきところを、非課税として取り扱ったため、消費税及び地方消費税の納付額が403万9,000円過大となっている。

イ 講じた措置の概要

本件指摘について、平成15年3月20日付けで江東西税務署に対して「消費税及び地方消費税の更正」の申請を行った。これに対し、江東西税務署より平成15年5月27日付けで「更正通知」が送付され、平成15年7月2日、国税還付金の振込が行われた。

また、本件施設使用料については、平成14年度より課税取引として経理することに修正した。

教 育 庁

(教育庁)

(1) 補助金の額の確定を適切に行なうべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都における音楽芸術の振興と普及を図ることを目的として、財団法人東京都交響楽団に対し補助金を交付しているが、一部当初に予定されたものとは異なった用途で報告された実績報告書の内容について、十分審査を行わないまま補助条件に適合するとして額の確定を行って

る。

イ 講じた措置の概要

財団法人東京都交響楽団に対し、速やかに財団法人東京都交響楽団運営費交付要綱第10条(2)に基づき、事業内容変更報告書を提出させた。

平成15年度補助経費の見積に当たっては、積算内容を精査するとともに、平成14年度補助金額の確定に当たっては実績報告書と帳簿書類等を精査し、適切に処理している。

今後とも、補助金の額の確定に当たっては、補助金に係る関係書類を基に十分な審査を行っていく。

(2) 都民体育大会に係る余剰金額の返還を求めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

教育庁が分担金を交付し、財団法人東京都体育協会と共催で実施している都民体育大会について、分担金に余剰金が生じた場合は返還するとしているにもかかわらず、財団は、生じた余剰金について、平成12年度は一般会計繰出金として計上し、平成13年度は他事業経費分として処理している。

イ 講じた措置の概要

平成12年度及び平成13年度における都民体育大会について内容を再度精査し、東京都の共催分担金の一部、平成12年度分52万2,417円、平成13年度分34万7,814円、計87万231円の返還を財団に求め、平成15年7月1日に返還させた。

(3) 補助金の交付要綱を整備し、特定財源の明確化を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団法人東京都体育協会が行う「スポーツ振興事業」に対して交付される補助金の交付額決定に当たり、補助対象経費から除かれる特定財源の内容が、教育庁の定める補助金交付要綱では明確でないにもかかわらず、教育庁では補助金の額を確定している。

イ 講じた措置の概要

「平成15年度財団法人東京都体育協会に対する補助金交付要綱」を平成15年3月20日付けで制定し、特定財源の内容を「参加者が負担する参加料及び実費負担分をいう。」と明確にした。

〔平成14年度決算審査（出納長所属各会計）〕

総 務 局

（1）公有財産について

ア 監査結果の内容

建物1,234.32m²が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年9月30日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

福 祉 局

（1）一般会計からの事務費繰入額の算定について適切に対応すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

平成14年度の母子福祉資金貸付制度において、一般会計からの繰入金のうち、貸付費繰入金については、予算額に対して、貸付見込みを勘案して繰り入れた決算額となっているのに対し、事務費繰入金については、予算額全額をそのまま歳入として繰り入れているため、事務費歳入決算額が歳出決算額に比べて4,657万余円上回っている。

この収支差額は、繰越金として次年度の貸付原資として活用されるが、一会計年度で見た場合、一般会計からの事務費繰り入れとしては過大であり適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成15年度の一般会計からの事務費繰り入れについては、歳出状況を勘案し繰り入れを行った。

環 境 局

（1）物品について

ア 監査結果の内容

物品14点が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

車両14台の物品登録漏れについては、平成15年7月30日付けで財務会計システムのデータファイルへ登録した。

(2) 物品について

ア 監査結果の内容

物品9点が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

河川清掃船2隻及び車両7台の過大登録については、平成15年8月13日付けで財務会計システムのデータファイルから削除した。

〔平成14年度決算審査(公営企業各会計)〕

交 通 局

(1) 貯蔵品に係る会計処理を適正に行うべもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、貯蔵品として計理を行わないこととした材料品について、4,635万9,992円をたな卸減耗損に計上しているが、当該材料品の全ての品目が今後も使用するものとなっており、たな卸減耗損として計上すべきでないことから、適正な会計処理を行われたい。

イ 講じた措置の概要

監査指摘を十分に踏まえ、今後は適切な会計処理を行うよう徹底した。

〔平成14年度各会計定例監査〕

建 設 局

(1) 公有財産の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局長等は、公有財産について公有財産台帳を備え付けるとともに、当該公有財産に増減等の異動があったときは、財務局長に通知しなければならないとされているが、第二区画整理事務所は、汐留地区に設置した広報看板について、監査日現在、台帳を備えておらず、その異動状況を通知していない、東部公園緑地事務所は、谷中霊園外周塀改修工事により設置した目隠しフェンスについて、監査日現在、その異動状況を通知していない。

イ 講じた措置の概要

当該公有財産を平成14年12月5日付けで公有財産台帳に登録した。

平成15年3月25日付けで財務局長あて公有財産異動通知を行った。

〔平成14年度行政監査（事業評価手法による。）〕

総 務 局

（1）公文書館の管理運営

ア 監査結果の内容（要約）

公文書館は、昭和60年度から平成6年度までの間に、主務課で作成され、館に引き継がれていない長期保存文書について、データベース化を進めるなど、適切にこれを把握する必要がある。さらに、昭和59年度より前に作成され引き継がれていない長期保存文書についても、知事部局へ照会するなど、把握を検討すべきである。

公文書館は、長期保存文書のうち常用指定された以外の文書について、早急に館に引き継ぐよう、主務課に対して求めていく必要がある。

イ 講じた措置の概要

（ア）昭和60年度から平成6年度までに主務課で発生した長期保存文書全件のデータベースを整備するため、現在、当該データ作成を委託により実施し、平成15年度中にデータベース化を完了する予定である。また、昭和59年度以前に作成され引き継がれていない長期保存文書については、全件名調査となるため主務課の負担も多大になることから、平成15年7月の引継担当者説明会で趣旨説明し、主務課の理解を得た上で、現在調査を実施している。

（イ）平成15年7月の上記説明会において、引継ぎの意義や重要性を解説しながら、（常用指定された以外の）長期保存文書の引継ぎを求めた。また、平成15年8月、東京都高度情報化推進システム（TAIMS）上で提供している「引継ぎ目録データベース」のデータ追加を行い、引継ぎ文書の検索効率の向上を図るとともに、着実な文書引継ぎの協力を求めた。

（ウ）平成15年度稼働した「文書総合管理システム」では、常用指定の有無による抽出ができることから、システム登録された文書について、常用指定のない文書を特定して引継ぎを求めるとともに、効率的な引継ぎの方法について文書課、IT推進室とも連携しながら詰めている。

環 境 局

(2) ダイオキシン類対策について

ア 監査結果の内容(要約)

局は、横十間川の水質汚染の原因とされる底泥について、早期に必要な調査等を行い、河川の管理者等が円滑に汚染底泥を除去できるように努めていく必要がある。

局は、法律に基づき届出義務のある未届の特定施設について、早期に調査を行い未届の解消を図る必要がある。

法律に基づく廃棄物焼却施設及び産業廃棄物焼却施設において、平成14年12月から適用される新基準のもとで、不適合施設が存しないよう適切な指導を行っていく必要がある。

イ 講じた措置の概要

(ア)平成14年12月に、横十間川において追跡調査(概略範囲調査)を行い、平成15年3月に汚染範囲の概略を把握した。

このデータに基づき、汚染範囲を確定するため、平成15年5月に詳細調査(詳細範囲確定調査)を行い、平成15年7月31日に、結果を河川管理者である建設局に通知した。

(イ)未測定69施設については、15施設の設置者が自主測定を行ったが、このうち稼働中の13施設の排出ガスは、平成14年12月以降の新排出基準を超えていないことを報告書により確認した。残りの自主測定した2施設を含め56施設が休・廃止した。

また、新基準に未対応の22施設については、改善指導等により平成14年11月末までに18施設が廃止し、4施設が改修を終了した。改修した4施設の排出ガスは新基準を超えていないことを確認している。

指導による対応結果

	施設数	改善確認	休・廃止
未測定施設	69	13	56
新基準未対応施設	22	4	18

産 業 労 働 局

(1) 都立技術専門校における訓練科目について

ア 監査結果の内容(要約)

局は、一次評価のマイナス評価科目のうち、二次評価の対象となっていない28科目についても、訓練科目の見直し及び内容の充実に向け、二次評価を行うことを検討する必要がある。

就職率が低調な科目は、その原因を分析するとともに、適切な支援の対策を行う必要がある。

る。さらに、高年齢者については、ハローワーク等との連携を更に深め、求人数の拡大を図る必要がある。

イ 講じた措置の概要

(ア) 訓練科目評価会議における主な機能は、規模拡大も含めて見直しの必要な科目を抽出し、専門的な調査・分析により今後の方向性等を評価すること、各実施訓練科が校として改善に向けて向上をめざす(自己検証)ことである。

平成14年度において-1・-2の評価科目も二次評価対象とすることを検討課題としたが、-1・-2を二次評価対象にするような選定基準は当面変更せず、平成14年度に-1・-2となった訓練科は各校における改善等対応状況を平成15年度の評価票に明記して報告することとした。

これにより、-1・-2を二次評価対象とする見直し科目の絞込み上の悪影響がなく、実施機関自ら改善等へのアプローチを行うことができることになる。

(イ) 求人数、就職率については、個々の科目やその年々の雇用情勢及び企業の採用計画等により変動するものであるが、全体として就職率の向上につながるよう下記のように改善を図った。

a 生徒の就職は、企業側の求人条件と生徒の希望する賃金、就業時間、休日、加入保険、通勤等の条件が合致した場合に成立する。就職率が低調なのは、企業側の求人条件と生徒の希望条件が折り合わないことが主な原因であり、求人票の受付時、生徒の就職相談時に双方のギャップを埋めるような相談、指導を行い、就職率向上に向けきめの細かい就職指導をしている。

b 高年齢者個々の生徒に見合った求人情報をハローワークから提供してもらい、更に東京労働局と労働部との間で「都立技術専門校訓練生等への就職支援に関する覚書」を交換するなど連携を強化するとともに、複数の専門校で合同就職面接会等を開催するなど、求人数の拡大を図るよう努めている。

教 育 庁

(1) 学校施設(都立高校)の整備について

ア 監査結果の内容(要約)

耐震性の確保・向上を図る各事業は、実施計画に沿って進められているものの、耐震補強事業については、今後、改築等他事業との整合や進行管理の充実など十分検討し、着実に推進する必要がある。また、耐震診断結果などに基き実施順位を適切に設定、施工することにより事業効果を高めるとともに、Is値などの有用な情報を一元的に把握・整理する必要がある。

改築、改修等の設計・施工に当たっては、バリアフリーの理念を十分踏まえ、誰でもが利

用しやすいように、更にきめの細かい配慮が必要である。

イ 講じた措置の概要

(ア) 耐震補強事業については、改築等の他事業と調整を図り、本事業をより重視した内容で「都立高校改革推進計画新たな実施計画」に盛り込み、平成18年度までに学校施設の安全性の確保を計画的に進めることとした。今後、同計画に基づき耐震補強事業を着実に推進していく。

(イ) 耐震補強工事の実施順位については、既存建物の耐震性能（I s 値）や老朽度等を総合的に勘案し、より事業効果を高める順位付けを行い、実施計画を策定した。

(ウ) I s 値や改修工事に関する情報については、平成14年12月、所管部で一元的に把握・整理する仕組みを整えた。

(エ) 学校施設の改築・改修等の設計・施工については、平成14年11月及び平成15年3月に施設整備に係る担当で構成する調整会議で、バリアフリーの理念を十分踏まえ、更にきめ細かな配慮をするよう徹底を図った。

〔平成13年度決算審査（出納長所属各会計）〕

健 康 局

(1) 看護婦等修学資金貸付金等に係る未収金の回収に努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、都内の看護学校等の在学生に対して、修学資金の貸与と生計資金の貸付けを行っていたが、両資金の返還金について収入未済が多額に発生しており、また繰越分が年々増加していること認められた。

イ 講じた措置の概要

平成14年9月に、未収金の解消に向け課内にプロジェクトチームを設置し検討を開始し、12月に部内で一斉に滞納者全員に対して電話による納入の催告及び状況把握を行った。

平成15年度は再雇用職員の増員を行い、納入の履行を継続的に監視するとともに、従来からの郵送による催告に加え、電話による催告も新たに開始し、随時、滞納者に返還要請を行っている。その結果、平成13年度末現在滞納者延557人のうち、滞納者本人又は連帯保証人に連絡がついた405人について、平成15年8月末日時点で、修学資金約1,164万円、生計資金約673万円が返還された。

また、書類等の提出を受け、返還免除が確定した金額は約467万円となった。

なお、本人及び連帯保証人いずれも連絡が取れない者（152名）に対しては、今後区市町村へ

の住民票による追跡調査や養成施設への照会等を行い、滞納者の状況把握に努めて納入の催告を行い、収入の確保に努める。

〔平成13年度決算審査（公営企業各会計）〕

病 院 経 営 本 部

（1）院内保育室の運営状況について（病院会計）

ア 監査結果の内容（要約）

都立病院で運営委託されている保育室については、基準に沿って配置保育士数を算定し、委託されているが、想定乳幼児数と実績乳幼児数の差があるため、2箇所の保育室の常勤保育士各1名及びパート保育士のかなりの部分が過大となっているほか、保育可能乳幼児数に対して実績が最大の月でもこれに満たない保育室が5室あるなど、効率性が確保されていない状態にある。

また、院内保育料は、特別区の保育所の保育料を準用し1万8,000円としているが、基準となった特別区の保育料が値上げされたにもかかわらず、据え置かれたままになっている。

本部は、保育実績を反映する契約内容への見直しを行うとともに、適正な利用者負担を求めため、保育料の改定を検討する必要がある。

なお、平成13年度から、同キャンパス内に複数設置されている保育施設を一箇所に統合したことで、一部改善は見られるが、病院事業の効率的な執行のため一層の努力を図る必要がある。

イ 講じた措置の概要

（ア）保育料を1万8,000円から3万1,000円に改定する。なお、激変緩和として平成15年度2万3,000円、平成16年度2万7,000円の経過措置を行っている。

（イ）想定乳幼児数が把握し易いように、平成14年度契約から契約期間を6か月毎の契約とし、実績乳幼児数との乖離が少なくなるよう努めた。また、積算方法の見直し等を行い、結果として、平成14年度の委託料は平成13年度と比較して7,232万4,000円の改善が図れた。

（ウ）利用者が少ない病院については、他の病院の保育室利用等の調整を行い、大久保病院については4月から、梅ヶ丘病院については8月から保育室運営を中断し、効率的運営に努めている。

（エ）交替制勤務等を考慮した保育時間の見直しや効率的運営をめざした拠点整備等を検討するため、平成14年8月本部内に「院内保育室あり方検討会」を設置し、平成17年度実施に向けた検討を行っている。（都立病院改革実行プログラム）

交 通 局

(1) 自動車運送事業の事業運営について (交通事業会計)

ア 監査結果の内容 (要約)

局は、総合実施計画及び経営計画に基づき、大江戸線開業に伴う路線再整備の実施や、収支の改善及び効率的な経営の確保を目的とした路線の見直しなどを行うこととしているが、平成13年度の経営状況において純利益を計上しているものの、営業損益では損失を計上し前年度と比べて悪化しており、また路線バス事業では、運行1キロ当たりの乗車人員が年々減少しているなど厳しい事業環境にある。

局は、今後とも乗客動向を的確に把握し、乗客需要に合わせた路線整備を進めるなど、経営計画を着実に実施し効率的な事業運営に努められたい。

イ 講じた措置の概要

交通局では、これまでも大江戸線環状部の開業、りんかい線延伸開業及び半蔵門線延伸開業等に伴う路線再編整備・適正化の実施や事業の見直しを行い効率化を図ることにより定数を削減するとともに、東品川四丁目地区再開発や六本木六丁目地区再開発等に対応し、乗客需要に合わせた路線の新設を実施してきたところである。

このことにより、平成14年度決算では収支目標である経常収支の均衡を図ることができた。

今後とも、都市再開発等による新規の乗客需要及び鉄道網の整備による乗客逸走等、社会環境の変化に迅速に対応するため、乗客調査や需要予測を実施することにより、利用実体の把握に努めるとともに、採算性も考慮しつつ適正な運行形態の再構築を行い、効率的な事業運営に努めていく。

(2) 広告料収入について (高速電車事業会計)

ア 監査結果の内容 (要約)

高速電車事業会計における車内広告の収入額は、大江戸線の全線開業により中吊りポスターなどの広告枠数が増加しているにもかかわらず前年度に比べて減少しており、掲載率についても販売単位が大きくなったことなどから大幅に低下している。

局は、経営計画において車内等の広告掲載率向上を図るなど広告事業を展開するとしているが、平成13年度の状況は、計画の趣旨に沿った事業展開となっていないことから、掲載率を向上し収入の確保をするためには、販売方法の見直しや広告代理店との共同企画体制の構築・連携強化を図るなど、営業の進め方について検討するとともに、掲載率向上の具体策を含めた販売戦略を策定することが必要である。

イ 講じた措置の概要

車内広告の掲載率の向上については、引き続き、媒体ごとに対策を講じている。特に中吊ポスターについては、新規顧客獲得対策として、祝祭日における掲出期間の変更や汐留駅開業記

念企画販売等を実施した。

また、販売戦略として、都営交通広告媒体のPRを強化するため、広告主向けのパンフレットを作成し、広告代理店を通じて配布するとともに、大江戸線車内放送広告や大江戸線ツインステッカー広告の販売開始等、新規媒体による広告料収入の確保を図っている。

その結果、平成14年度においては広告事業にかかる収入は増加した。

〔平成13年度各会計定例監査〕

都 市 計 画 局

(1) 許可期間を経過している屋外広告物の現況調査を速やかに行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

多摩東部・多摩西部各建築指導事務所で許可及び指導を行っている屋外広告物の登録台帳等について見たところ、許可の期間を経過しているにもかかわらず継続許可申請の手続等が行われていないものが多数認められたことから、速やかに現況調査をされたい。

イ 講じた措置の概要

屋外広告の許可期間を経過しているもので、継続許可申請の手続等がなされないまま台帳に登録されていた1,288件(平成13.9.11現在)のうち、平成13年9月以降に申請のあった165件を除く、1,123件について、現況調査が完了した(平成15.9.24)。 除却数411件 屋外広告物残存712件

〔平成13年度行政監査(事業評価手法による。)]

総 務 局

(1) 応急給水槽の建設、維持管理事業について

ア 監査結果の内容(要約)

新たな応急給水槽の建設計画は、狭い空白地域が点在し、建設効率が悪くなっていることから、費用対効果の点などにおいて適切なものとはいえず、諸状況を考慮すると、廃止を含めた見直しを行うべきである。

イ 講じた措置の概要

空白地域における効率的な応急給水体制を検討するために、平成14年度に「東京都の応急給水のあり方に関する調査」を実施した。今後、この調査結果を踏まえ、残された空白地域の状況に応じた応急給水計画を策定していく。

住 宅 局

(1) 区市町村住宅の供給助成事業について

ア 監査結果の内容(要約)

局は、公営住宅の供給について区市町村が都と対等な担い手となるよう補助等を行っているものの、十分な効果を上げていないことから、今後、実効ある施策をさらに検討する必要がある。

また、検証に必要十分なデータを収集・分析したうえで、区市町村が地域に根ざしたまちづくりや福祉施策と連動した住宅供給を一層推進するよう積極的に努めるべきである。

イ 講じた措置の概要

(ア) 区市町村の地域に根ざしたまちづくりや福祉施策と連動した住宅供給を一層推進するため、引き続き各区市町村担当者向けの研修会・説明会を開催するとともに、住宅担当課長会等の機会を通じて働きかけを行ってきた。

(イ) 平成15年1月に設置した「区市町村補助見直し検討会」における検討結果に基づき、都と区市町村との役割分担の明確化、区市町村の自主自立性向上等の視点から見直しを行った。

(ウ) 平成14年度における公営住宅の供給については、各地域の施策と連動した福祉施設併設住宅、高齢者向け住宅(シルバーピア、高齢者向け借上公営住宅、高齢者向け優良賃貸住宅)などを含む491戸の供給があり、前年度に比較して82戸、約20%の増となった。